



# 大津市公報

平成30年12月17日  
第2264号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

○ 規 則	
87	大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則…………… 1
88	大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
89	大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 3
○ 告 示	
278	道路の区域の変更について…………… 3
279	道路の供用の開始について…………… 4
290	公印の改刻について…………… 4
291	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 5
292	生活保護法による指定医療機関の指定等について…………… 5
293	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について…………… 6
294	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について…………… 6
295	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について…………… 6
296	児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… 6
297	家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について…………… 7
298	都市再生特別措置法による特例道路占用区域の指定について…………… 7
○ 公 告	
	道路位置指定公告…………… 8
○ 消 防 局 訓 令	
3	大津市火災調査規程の一部改正…………… 8

## 規 則

大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則を公布する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第87号

大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市手話言語条例(平成30年条例第46号)第9条第6項の規定に基づき、大津市手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 協議会の庶務は、福祉子ども部障害福祉課において処理する。

(その他)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第88号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中

	男
	女

を


に改める。

様式第1号の3中

氏 名		男女別	
		男	女
本人（母父等）			
母父等の扶養する18歳未満の児童	続柄		

を

氏 名	
本人（母父等）	
母父等の扶養する18歳未満の児童	続柄

に改める。

様式第1号の3の2及び様式第1号の3の3中

性別	現住所

を

現住所

に改める。

附 則

- この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の3の2及び様式第1号の3の3の規定による申請書等は、改正後の大津市医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第89号

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則（平成18年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第42条第2項」を「第42条第3項」に、「第47条第2項」を「第47条第3項」に、「第51条の3第2項」を「第51条の4第2項」に、「第54条第2項」を「第54条第3項」に、「第59条第2項」を「第59条第3項」に、「第61条の3第2項」を「第61条の4第2項」に改める。

第15条中「第51条の2第4項」を「第51条の3第4項」に、「第61条の2第4項」を「第61条の3第4項」に改める。

第27条第1項中「、省令」を「、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に、「又は省令」を「又は同令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月3日から同月20日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月3日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道北6017号線	大津市和邇中浜字野妻337番7地先から 大津市和邇中浜字野妻337番3地先まで	変更前	最小 4.9～最大16.6	46.0
		変更後	最小 2.8～最大16.6	
市道北6227号線	大津市和邇中浜字道ノ間336番6地先から、 大津市和邇中浜字洲崎358番3地先まで	変更前	最小11.0～最大11.5	90.0
		変更後	最小11.5～最大23.4	

(平成30年12月3日揭示済)

大津市告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成30年12月3日から同月20日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月3日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道北6227号線	大津市和邇中浜字道ノ間336番6地先から 大津市和邇中浜字洲崎358番3地先まで	平成30年12月4日 午前10時

(平成30年12月3日揭示済)

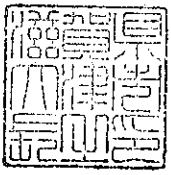

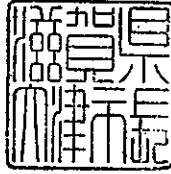

大津市告示第290号

公印を改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	市長名をもって発する一般文書用	教育総務課長	平成30年12月17日	新 
				旧 
滋賀県大津市長	戸籍、住民基本台帳及び税務に関する証明書その他の証明書、介護保険受給資格証明書、介護保険資格者証並びに一般文書用	瀬田支所長	平成30年12月17日	新 
				旧 

大津市長	人事関係命令書、給与関係通知書並びに退隠料及び遺族扶助料関係文書用	人事課長	平成30年12月17日	新
				旧

大津市告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
土屋訪問介護事業所大津	大津市大將軍一丁目16番8号プレジールマエダ I 103号	ユーススタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	居宅介護・重度訪問介護	平成30年12月1日	2510101773

大津市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
坂本医院	大津市下阪本六丁目22番10号	平成30年10月1日
医療法人大津京おおくぼ歯科医院	大津市皇子が丘三丁目4番31号	平成30年10月1日
膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	平成30年10月1日
訪問看護ステーションつばめ	大津市粟津町2番65号第2久下ビル2階	平成30年11月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
坂本医院	大津市下阪本六丁目22番10号	平成30年9月30日

大津京おおくぼ歯科医院	大津市皇子が丘三丁目4番31号	平成30年9月30日
膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	平成30年9月30日

#### 大津市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
石井 健一朗	大津市南郷四丁目21番22号	平成30年10月22日

#### 大津市告示第294号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があつたものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

##### 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	平成30年10月1日
訪問看護ステーションつばめ	大津市粟津町2番65号第2久下ビル2階	平成30年11月1日

##### 2 廃止の届出があつたもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	平成30年9月30日

#### 大津市告示第295号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
石井 健一朗	大津市南郷四丁目21番22号	平成30年10月22日

#### 大津市告示第296号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として新

たに指定したものについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
あそうクリニック	大津市京町二丁目1番24号	平成30年4月1日
あさいこどもクリニック	大津市大江七丁目6番46号	平成30年5月1日
ひの眼科クリニック	大津市本堅田五丁目9番14号	平成30年5月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
膳所ゆう薬局	大津市馬場三丁目2番28号	平成30年4月1日
もくれん薬局	大津市栗津町2番65号	平成30年4月1日
アイセイ薬局瀬田大江店	大津市大江七丁目6番47号	平成30年5月1日
アイセイ薬局瀬田北店	大津市大將軍一丁目17番7号	平成30年5月1日
スギ薬局瀬田東店	大津市月輪二丁目1番8号	平成30年5月1日
アイリス薬局	大津市唐崎三丁目1番10号	平成30年5月1日
膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	平成30年10月1日

3 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションつばめ	大津市栗津町2番65号第2久下ビル2階	平成30年11月1日

大津市告示第297号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

- 1 委託する手数料の種類 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）に基づく家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料
- 2 委託の相手方 大津市月輪三丁目31番1号 マックスバリュ大津月輪店
- 3 委託期間 平成30年10月25日から平成31年3月31日まで

大津市告示第298号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第1項第1号の規定に基づき、特例道路占用区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

大津市長 越 直 美

指定の区域		施設等の種類
路線名	区間	

市道幹1037号線	大津市京町三丁目260番地先から 大津市梅林一丁目160番地先まで	広告塔及び看板並びに食事施設、購買施設その他これらに類する施設
-----------	--------------------------------------	---------------------------------

## 公 告

## 道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成30年12月7日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市坂本二丁目字廊ノ坊204番4	大津市坂本二丁目8番33号 河村 雅史	15.11	6.96	1

(平成30年12月7日揭示済)

## 消 防 局 訓 令

## 大津市消防局訓令第3号

大津市火災調査規程（平成7年消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月17日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第16条第2項中「質問調書」を「前項の規定により質問調書」に、「いう。」を「いう。）」に、「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、署長が将来出火の原因について紛争が起きるおそれがないと認めるときは、次条の規定による聞き取り調書の作成をもって前2項の規定による質問調書の作成に代えることができる。

第16条の次に次の1条を加える。

（聞き取り調書）

第16条の2 調査員及び消防隊員は、調査上特に参考になると認められる事項を聞き込んだときは、所定の様式による聞き取り調書を作成しなければならない。

第24条第2項中「原型」を「原形」に改める。

第26条の見出しを「（損害の調査）」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「しておかなければ」を「し、所定の様式による損害調査書を作成しなければ」に改める。

第31条第1項中「火災原因調査」を「調査」に改め、「し、消防局長に報告」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の火災調査書には、別に定める書類を添付しなければならない。

第31条第3項中「により消防局長に報告」を「を作成」に改め、同項ただし書を削る。

第37条中「作成し、当該事実を認知した日から7日以内に消防局長に報告」を「別に定める期日までに作成」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。